

○吉川沙織君 立憲・国民・新緑風会・社民の吉川沙織でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、大臣所信に絞ってのみ質疑をさせていただきますと思います。

私、二〇〇七年の参議院選挙で初めて当選をさ

せていただいているから、ずっとこの総務委員会でお世話になっていきます。ただ、国会での初質問は、たまたま、今質問された小林議員のいらっしやうた厚労委員会で就職氷河期のことを取り上げてから、十二年間ずっと実は訴え続けてまいりました。昨年、ようやく政府も重い腰を上げてくださいますけれども、総務大臣の所信の中で、就職氷河期世代という、こういう用語が入ったのは恐らく初めてだったのではないかと思います。その観点からお伺いいたします。

二〇四〇年頃は高齢者人口が最大となることから、特に多くの行政課題が存在すると思います。その中で、今申し上げました就職氷河期世代が抱える行政課題、特に多くあります。今三十歳代後半から四十歳代半ばを迎えていて、一般に現役世代の中軸として社会を支え、牽引する役割が期待をされています。

しかし、基幹統計である総務省の労働力調査、これ最新でいいまずと先月の二月十四日公表分ですが、この就職氷河期世代が非正規である理由として、五割近くが正規の職員、従業員の仕事がないことを挙げており、ほかの年齢層と比べても不本意非正規の割合が高いです。

就職氷河期世代が正社員になれなかったことによる経済的損失を正しく把握し、証拠に基づく政策立案の必要性については十年以上指摘し続けて

八年前の社会保障と税の一体改革特別委員会で初めて、税収に与える影響額について財務大臣と総務副大臣からそれぞれ答弁がありました。二年前の予算委員会では、対象をちゃんと就職氷河期世代に限定して、財務大臣と総務大臣から国税と地方税について、それぞれマイナスの影響額について答弁をいただきました。

現在の影響額について、総務大臣と財務省にそれぞれお伺いいたします。

○国務大臣（高市早苗君） 吉川委員には、十二年前からこの就職氷河期世代の問題に取り組んでこられたということで、心から敬意を表します。

いわゆる就職氷河期世代の非正規雇用者が正規雇用者と同じ年収を得ていないことによる個人住民税への影響ということでもよろしゅうございますね。

そういうことでしたら、平成二十九年十二月に一度試算をしておりますが、そこと同じ仮定を置いて統計数値を更新しましたら、千億億円程度の減収となるといえることでございます。

○政府参考人（住澤整君） 国税につきましてお答え申し上げます。

個人住民税と同様に、前回平成二十九年十二月と全く同じ計算方法に基づきまして、統計の数値を平成三十年分に更新した上で機械的に試算を行いますと、六百五十億円程度の減収となります。

具体的には、三十年の統計を用いまして、就職氷河期世代である三十代半ばから四十代前半の雇用者数に就職氷河期より前の世代と比べた場合の非正規雇用比率の上昇分、それと正規雇用者と非正規雇用者との間の所得税額の差額、これに乗じる方法によって試算をしております。この試算につきましては、企業収益等への影響や雇用者数そのものの増加が税収に与える影響など、幾つか対象されている点はございますので、慎重な解釈が必要と考えております。

○吉川沙織君 今財務省から答弁ありましたように、仮定を置くに当たって、どこを想定するかとか何を用いるかによって、十年前に申し上げたときは答弁がいただけなかったものと思います。八年前に初めて答弁が出て、二年前には明確に、仮定を置いた上でという留保は付いていましたけれども、答弁いただきました。

二〇一七年の十二月七日に答弁いただいたときは、実は、国税の方でマイナス七百億円程度、地方税の方で一千二百億円程度の減収、もちろんこれ、一定程度仮定を置いた上でというのは付いています。今の御答弁ですと、国税が六百五十億円、地方税が一千億円。一見減っているように、その影響が少なくなっているように見えなくはないです。ただ、これ、二〇一二年時点の氷河期世代の影響額は、マイナス、国税の方で四百億円、地

方税で七百億円ですから、拡大していたのが、二年で本当に良くなったのかどうか。

今、特に財務省が答弁されましたように、計算とか仮定によって変わっていくことになると思いますので、改めて、今総務大臣と財務省からいただいた数字を見て、またこの件については質疑をさせていただければと思います。

冒頭申し上げましたとおり、昨年六月、ようやく政府は就職氷河期世代の支援に力を入れるようにはなりました。特に六月に就職氷河期世代支援プログラムを策定されて、ただ、この政策の推進に当たってはその根拠となるデータ等の把握が不可欠ではないかと思えます。しかし、このプログラムのについては、根拠のデータ不足を始め、各施策の趣旨や効果の妥当性など、始まったばかりにもかかわらず疑問点が多いのも事実だと思えます。そこでまず、就職氷河期世代支援プログラムでは就職氷河期世代について、「現在」、「一応、中に書いてある文言をそのまま申し上げますと、「三十代半ばから四十代半ばに至っている」としてありますが、政府の考える就職氷河期世代の定義とは何ですか、教えてください。」

○政府参考人（黒田岳土君） お答え申し上げます。

いわゆる就職氷河期世代という世代を政府として厳密に定義しているわけではございませんが、

一般的に、バブル経済が崩壊し、多くの企業で新規採用を大幅に抑制するなど、雇用環境が厳しくなった時期に就職活動を行わざるを得なかった世代の方々を指しております。おおむね平成五年一九九三年から、平成十六年、二〇〇四年に学校卒業期を迎えた世代と認識しております。

ただ、学校にも、高校、大学、専門学校、大学院、いろいろございますし、また、浪人、留年、留学等、様々な一人一人御事情がございますので、現在お幾つかということについては幅を持って見る必要があると考えております。

○吉川沙織君 端的に申し上げますと、学校を一九九三年から二〇〇四年に卒業した、まあそれぞれ学校の種別はありますけど、その世代。私、一九九九年に社会に出ましたので、まさにその世代ど真ん中で、私は本当に運と縁と巡り合わせに恵まれただけで最初から会社員として社会に出ることができたということを痛烈に私自身が自覚をしておりますので、この世代、本当にあと二十年、年を重ねたときにどうなるんだろうという思いです。つとつと言いつつ課題ですので、是非、取って付けたような部署名でしたけれども、ちゃんとやってほしいと思います。

例えば、実際にもう採用が行われている省庁がございます。内閣府です。内閣府の就職氷河期世代を対象とする採用試験は既に行われて、結果も

出ています。内閣府の採用試験案内では、応募資格として、二〇二〇年四月一日時点で三十五歳から四十九歳の方としていますが、政府、今答弁いただきましたけど、この年齢層、就職氷河期世代ということで捉えてよろしいんですか。

○政府参考人（黒田岳土君） 繰り返しになりますが、先ほど委員の御指摘のとおり、我々としては、一九九三年、平成五年から平成十六年に学校を卒業された方と認識しております。

○吉川沙織君 四十九歳はいんですけど、まあ、ちゃんと入っている形でやっていただきたいと思えます。

内閣府官房長に伺います。内閣府の応募人数と内定者について、それぞれ人数と年齢区分について教えてください。

○政府参考人（大塚幸寛君） お答えをいたします。

本年度に実施いたしました就職氷河期世代を対象とした選考試験では、合計で六百八十五名の応募がございまして、内定者数は五人となっております。

応募者数の年齢階層別を申し上げますと、三十五歳から三十九歳までが百六十四名、四十歳から四十四歳までが二百七十四名、四十五歳から四十九歳までが二百四十七名、以上六百八十五名の応募となっております。でございます。

○吉川沙織君 官房長、分かれれば教えてください。今、五名内定が出たということなんですけれども、その五名の方の年齢で分かれますでしょうか。お手元になかったら結構です。

○政府参考人（大塚幸寛君） お答えを申し上げます。

五名内定者のうち、三十代後半が三名、そして四十代の前半が二名という状況でございます。

○吉川沙織君 後でまた質問、今度は総務省の方に申し上げますけれども、結果として、政府は大体その層を定義をさせていただいていますが、採用する側からすれば、年齢層が高いよりか若い方が比較的、これからの研修とか活躍の年数とか考えると偏ってしまうんじゃないかと、ところで、五名の内訳を伺ってみましたら、年齢層が若い方にやっぱり偏っているということと、六百八十五名受験をされて、応募をされて、実際に本当に試験会場来られたかどうかは分かりませんが、たった五名。もちろん、国家公務員、定員管理されていますから、そこで枠食うとほかの新卒の人が採れないとかいろんなことあるんですけれどもまたそこで選考にさらされて多くの方が落胆をするというの、これまた、取組自体は評価するんですけれども、難しい問題だと思います。

そこで、今度は総務省に伺います。自治体における公務員の採用、募集・採用状況について、公

務員部長、教えてください。

○政府参考人（大村慎一君） お答えいたします。昨年六月の就職氷河期支援プログラムが策定されて以降、兵庫県の宝塚市を始め地方公共団体における就職氷河期世代支援のための職員採用の動きが見られております。

三月二日時点の把握でございますが、就職氷河期世代として既に採用した実績は、一団体、宝塚市で四名でございますが、現段階で更に判明している範囲は、今後四十四団体、百数十名規模の採用が予定されております。

現在、地方公共団体に対しても取組の周知を図っているところでございまして、この動きを全国に広めながら、今後更に採用規模を把握してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 自治体の募集要項、私も拝見いたしました。これを拝見いたしますと、昭和六十一年四月一日生まれ以前、あるいは昭和六十年四月一日生まれ以前と表記してある自治体が多いですが、大卒の場合にはこの年齢層には必ずしも、就職氷河期世代に該当しない世代も含まれると考えられます。また、自治体によっては、就職氷河期世代を対象としたいつつ三十二歳から四十歳を対象としているところ、これ具体的な自治体名は申し上げますけれども、ございませぬ。

総務大臣は所信において、この就職氷河期のと

ころの部分です、地方公共団体における全体像を把握とおっしゃっておられますが、この就職氷河期世代支援を目的とした職員採用試験がそれ以外の世代も含める形で行われていることに対する見解はいかがでしょうか、公務員部長に伺います。

○政府参考人（大村慎一君） お答えいたします。

就職氷河期世代の基本的な年代については、先ほど内閣府からも御答弁があったとおりでございますが、この氷河期世代の就職機会の拡大の観点から、各地方公共団体に対しては、まず、新たに就職氷河期世代を限定とした採用を実施していただきたいということのほか、あわせて、従前の採用試験におきまして年齢要件の上限を低く設定していたものを就職氷河期世代を含めた年代まで拡大すること、例えば、従前三十歳から三十五歳とされていたものを三十歳から四十五歳と広げていただくといったようなことを要請しているところでございます。

こうしたことも踏まえて、各地方公共団体においては、地域の実情や、さらに職種ごとの特性、例えば土木や建築職といったところはかなり採用自体、その応募が少ないといったこともございませぬので、恐らくそういったことも考慮しながら適切に判断をさせていただいておりますし、今後もういった観点で地域の実情に応じて判断をさせていただく必要があると考えております。

○吉川沙織君 現在、国からの要請を受け、地方公共団体においては、就職氷河期世代支援を目的とした、今も質問申し上げますけれども、職員採用試験、順次実施されています。総務省がまとめておられる試験の実施状況を拝見いたしますと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が危惧されている今がまさに試験の受付期間です。一次試験は三月二十日から四月十九日までに行われるものがほとんどのようです。

この採用試験を申し込んだ就職氷河期世代の方が、例えば、新型コロナウイルスに感染をされてしまった、あるいは濃厚接触者に該当してしまっただがために自宅謹慎等を要請され、その期間中に仮に一次試験の日を迎えることになるということも今後の可能性としては排除できないと思います。その場合、必ずしもその個人の責任とは言えない理由で、せっかくの受験機会をみすみす失ってしまうこととなります。

そのような状況に陥ってしまった受験者に対して何らかの配慮や救済措置を講じることについて、試験を実施する地方公共団体として検討しているのかどうか、また、総務省として要請することを検討されているのかどうか、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣（高市早苗君） この受験者の方が新型コロナウイルスに感染した場合、それから感染

が疑われる場合においては、やはり受験は控えていただく必要がございます。ただ、受験機会の確保を図る観点から、採用試験の実施時期の再検討や追試験の実施など、各地方公共団体の実情に応じて柔軟な対応を行っていただきたいと希望しております。

よって、今後、職員採用全体の留意点などについて通知を出す必要があると考えておりますので、吉川委員の御指摘の点を踏まえて、これは必要な助言を行わせていただきます。

○吉川沙織君 大臣、ありがとうございます。是非お願いできればと思います。

また、今度、内閣官房になるんだと思うんですが、就職氷河期世代に関する行動計画というのを去年の十二月二十三日にまとめられておられて、この別表を拝見いたしました。この別表に各府省の個別施策の一覧が掲載されているんですけども、個別施策としてどうやって採択したんでしょう、基準だけ教えてください。

○政府参考人（黒田岳士君） お答え申し上げます。

就職氷河期世代の方々には、様々な事情を抱えていらっしゃる方がございます。まず、先ほど委員が御指摘のように、既に働きながら非正規、不本意ながら非正規で働いていらっしゃる方から、何らかの事情により就職活動をできないというよ

うな方など、また、いわゆる引きこもりといった方で、社会への参加自体これからのという方々いらっしゃると思います。そういった方々に対して、まずは一人一人の事情に寄り添いながら、入口から出口までしっかりと就職相談をする、そういったものと、あと、一人一人にアウトリーチで支援を届けていく、そういったような考え方もって各省に施策を呼びかけまして、それで取りまとめたものがございます。

○吉川沙織君 これ四点あるんです、拝見すると。プラットフォームを核として新たな連携の推進、相談、教育訓練から就職、定着までの切れ目のない支援、個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援、そして、四、その他の取組。

このその他の取組のところに総務省の個別施策がたくさん載っています。例えば、ふるさとワーキングホリデーとか地域おこし協力隊、ローカル一万人プロジェクトとか。これって別に、就職氷河期世代への支援として効果が不透明に見えるものが並んでいますので、是非またそういった観点からも精査、別途していただければと思いますというのを申し上げて、大臣所信からもう一点、マイナンバーの制度に関して、少し質問させていただければと思います。

総務大臣は所信において、「マイナンバー制度については、今年九月開始予定のマイナポイント

による消費活性化策や、令和三年三月から本格運用が予定される健康保険証としての利用、市区町村のカード交付体制の整備など、マイナンバーカードの普及、利活用のための様々な方策を関係府省と連携して進めます。」とおっしゃいました。

総務省は、来年度予算案において、マイナンバーの一人五千円分の付与も含め、約二千四百五十八億円という多額の予算を計上されていますが、今、予算案は参議院の予算委員会で審議中です。

ですが、既にこの、何というんですかね、二万円のうち二五%で五千円相当のマイナンバー付与と、こういった広告含めて、こういう広告を打っておられます。(資料提示) この広告を幾つか拝見して、すっごいちっちゃい字で予算案が今後の国会で成立することが前提と、すごい、物すごい小さい字で書いてあります。

予算成立する前にこういう広告を行うことはある意味立法府軽視であり、かつ国民に誤解を与えるものではないかとも思うんですが、大臣にお伺いいたします。

○国務大臣(高市早苗君) このマイナンバー事業でございますが、昨年十二月五日に閣議決定された総合経済対策に盛り込まれております。そして、令和元年度の補正予算も一部使っています。既に事業者が準備に入っており、事業自体は本年九月から実施する予定でございますので、来年度当

初予算案にも事業実施に必要な経費を計上しております。

確かに、予算が成立することを前提にといった字がとても小さいという御指摘があつて、それは結構せこいなと今私は思いましたが、他の補助事業等におきましても、事業者ですとかそれから地方団体の準備のために予算案が閣議決定した直後から様々な周知、広報を行うことはございます。

それで、マイナンバーカードの取得には申請から一定の期間が掛かりますので、なるべく多くの方にマイナンバーを御利用いただくと思えますと、マイナンバーカードの申請を早めに行つていただいて、自治体の窓口が大変なことにならないように交付の平準化を図る必要もございました。そういうことで、予算案の国会成立が前提である旨を記載した上で広報を開始させていただいたと聞いております。まあ、字がちっちゃいのはお許しください。

○吉川沙織君 実は、二年前の三月の地方税、地方交付税法の審議のときは中小企業庁がやっぱり同じような、固定資産税で作っていたものから、じゃ、当時の総務大臣にこれどう思いますかと伺ったことはあるんですけども、まさか総務省でこんなの出てくると思わなかったです。

もう一つだけ、これは質問しませんけれども、二月二十七日の文書、これ総務省自治行政局公務

員部福利課長の名前で出ていますけれども、この地方公務員等のマイナンバーカード取得の推進について(依頼)、これ拝見しますと、マイナンバーカードを活用した消費活性化策が安心と成長の未来云々と書いてあるんですけど、本年九月から始まるとされていることからいったら、もう明らかにこれやりますよと、それこそ国会で予算案が成立することが前提とかないものを書いてあるので、どうせ書くなら二月二十八日の日付で書いた方がよかつたんじゃないかと思えます。なぜならば、参議院議員として言うのも何ですけれども、二月二十八日に衆議院で予算、可決していますので、どうせこういった余り筋のよろしくない文書出すなら予算が衆議院で可決した日の方がよかつたんじゃないかと思えます。どっちにしても、立法府側の立場として少し申し上げさせていただきます。

総務省は、昨年六月二十八日に地方自治体に対して、「地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について(依頼)」という通知を出しています。この通知、拝見いたしましたけれども、様々な問題点というか矛盾があります。

例えば、オンライン申請によるマイナンバーカードの取得勸奨としている一方で、各共済組合は紙ベース、しかも各職員の氏名、住所を印字した交付申請書を配付。だから、オンラインを先に掲

げておきながら紙でやれよとやってみたり、もつ
 と言うと、今年四月以降の新規採用職員に対して
 「入庁する前の段階からオンライン申請による取
 得を勧奨するようお願いします。」とあります。
 あくまで勧奨と言いながら、ただ私自身もその当
 時学生で内定者であって、そういう文書が来たら
 現役の職員以上に義務とほぼ同様のプレッシャー
 を与える懸念、それから事務量も増加します。で
 すので、これ任意の取得から逸脱している懸念、
 こういった側面もなくなはないと思います。

総務大臣は、先月、二月二十五日の衆議院予算
 委員会第二分科会において、「マイナンバーカー
 ドは、番号法第十七条第一項に基づき、住民の申
 請により交付することとされておりますので、そ
 の取得は任意でございます。」と答弁されていま
 す。あくまで任意です。

しかし、今引用したこの通知は、地方自治体に
 対して多大な事務負担を課していることに加えて、
 依頼といいながら地方公務員に半強制的にマイナ
 ンバーカードを取得させようとするものであり、
 問題がなくはないと思うんですけれども、大臣の
 御見解をお伺いいたします。

○国務大臣（高市早苗君） 公務員の皆様の本年
 度中のマイナンバーカードの取得推進ということ
 につきましては、昨年六月二十一日に閣議決定し
 た骨太の方針に盛り込まれており、これらの方針

を踏まえて取り組んでいると聞いております。

今回の取組ですけれども、令和三年三月からの
 健康保険証利用などに向けて全体としてカードの
 申請件数の増加が予想されるという中で、市区町
 村におけるカード交付事務の平準化を図る必要が
 あるということ、それからもう一つは、共済組合
 の健康保険証を利用しておられる公務員の方とそ
 の被扶養者の方々に、本年中の取得の推進につい
 てあくまでも御理解と御協力をお願いするもので
 ございます。

先般答弁させていただきましたとおり、マイナ
 ンバーカードはあくまでも本人の意思で取得する
 ものでございますから、公務員に限らずこの取得
 義務というのは課されておりません。取得を強制
 するものでもございません。このことは問合せが
 あった場合に明確にお答えしておりますし、地方
 公共団体に対しては質疑応答形式で文書でお示し
 をいたしております。

○吉川沙織君 義務ではなくてあくまで任意で、
 今大臣の御答弁の中で、問合せがあればその旨と
 おっしゃいましたけれども、例えば、内定してい
 る学生、生徒さんが、この文書をもって取ってね
 と言われれば、取らないと上司とか自分の評価に
 関わるんじゃないかと、そういった懸念もやっ
 ぱり払拭はできないんじゃないかと思えます。

私は、むしろ、国家公務員や地方公務員の方に

カードを取ってねと取得を勧奨する、もちろん、
 マイナポイントが本当に、予算成立してそういう
 施策打たれたならば、取得をされる、申請をされ
 る方は増えるとは思いますが。

ただ、何というんですか、そういうマイナポイ
 ント、はい、あげましょう、国家公務員、地方公
 務員の方、みんな取得してくださいねというのも
 もちろんその制度がある以上は、使われた方がメ
 リットがあるのであればその方がいいと思うんで
 すけれども、そういうのがなくても、国民の皆様
 自らやっぱりこういうマイナンバーカードをもう
 取った方がいいんじゃないかと思えるような、そ
 ういう施策を打つことこそがいい施策ではないか
 と思うんですが、大臣の御見解をお伺いいたしま
 す。

○国務大臣（高市早苗君） そこはもう吉川委員
 のおっしゃるとおりでございます。マイナンバー
 カードというのは昔の住基カードと違って無料で
 ございます。それなのにまだ普及率がそれほど高
 くないというのは、余り便利じゃないと思われて
 いる。もっともっとみんなが持ちたいと思うカー
 ドにしなければなりません。

ただ、どちらが先かという話なんですけど、でき
 るだけたくさんの方に持っていたかなければ、
 またマイナンバーカードに私たちが期待する機能
 また民間事業者などのサービスというものも進ん

でいかない、進展していかないという一面もございます。

やっぱり、マイナンバーカードの一番の強みというのは、安全に本人確認が確実にできるということであろうと思います。それから、やはり、来年、健康保険証としての利用が開始され、自らの服薬履歴なども閲覧できるようになりますから、お医者様に行ったときに、患者本人の同意があればお医者様もその服薬履歴を見れる。そうすると、必ずしもかかりつけの病院じゃなくても適切な医療が受けられるようになります。そして、やがて、まだ二、三年必要だと思っただけでも、お薬手帳になり、また障害者手帳にもなり、介護保険の被保険者証にもなり、そういう、あとデジタルハローワークということも企画されており、使い勝手のいいカードにしていくために各省と連携しながら取組を進めてまいります。

○吉川沙織君 取得勸奨とかいろんな面で問題ありますけれども、制度がある以上、いい施策を、利便性を高めて是非やっていただきたいと思えます。

今日は大臣の所信に絞ってのみ質疑を申し上げます。昨日は久々に予算委員会の方で質疑に立たせていただいて、総理始め、総務大臣にも質問申し上げましたし、様々な大臣の答弁も拝聴いたしました。野党側の私がこの委員会の場で申し上げるのも何ですけれども、総務大臣、本当に御自身の言葉で物すごく、御自身で理解をされて丁寧

に答弁をいただいているのではないかと物すごく、個人的な感想ですけれども、持ちました。

立法府の側から、今日はこの所信に絞ってのみ淡々と質疑申し上げます。これからも立法府側の議員としてしっかり厳しく質疑してまいりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。